

神崎町木造住宅耐震診断・改修補助金 Q & A

〈耐震診断補助金について〉

Q. 補助金額はいくらですか。

A. 補助対象経費（税込）の2分の1の額に相当する額であり、4万円を限度とします。
ただし、補助金の額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額となります。

Q. 既に実施した耐震診断や現在実施中の耐震診断は対象になりますか。

A. 対象となりません。必ず耐震診断を実施する前に申請が必要です。

Q. 耐震診断を依頼するのが町外の事業者でも対象となりますか。

A. 対象となります。ただし、次の要件をすべて満たしている必要があります。
・社団法人千葉県建築士会又は社団法人千葉県建築士事務所協会に所属する会員
・千葉県が開催する千葉県既存建築物耐震診断・改修講習会（木造住宅）の講習終了者

Q. 店舗や事務所の耐震診断は対象になりますか。

A. 対象となりません。ただし、併用住宅の場合は、居住の用に供する部分の床面積が延床面積の2分の1以上であれば対象となります。

Q. 空き家の耐震診断は対象になりますか。

A. 対象となりません。

〈耐震改修補助金について〉

Q. なぜ昭和56年5月31日以前に建築及び着工された住宅が対象なのですか。

A. 昭和53年の宮城県沖地震の大きな被害などを受け、昭和56年6月1日から、建築物を建てる際には、より強い地震に耐えられるようにしなければならないと法律で定められました。この改正以前に着工された木造の住宅は、壁の量が少なく、地震の時に倒壊などの被害を受ける危険性が高いことがわかっており、そのような住宅の地震に対する安全性の向上を図るため、昭和56年5月31日以前に建築及び着工された住宅が対象となります。

Q. 既に実施した耐震改修や現在実施中の耐震改修は対象になりますか。

A. 対象となりません。必ず耐震改修を実施する前に申請が必要です。

Q. 耐震改修工事を依頼するのが町外の事業者でも対象となりますか。

A. 対象となります。ただし、次の要件を満たしている必要があります。

・建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項に規定する許可を受けている者

Q. 補助対象となる工事の内容を教えてください。

A. 耐震改修後の判定値を 1.0 以上にする工事です。

Q. 予算の都合で、耐震診断結果総合評点が 0.1 の住宅を 0.8 に上げる耐震改修工事をする予定ですが、対象となりますか。

A. 対象となりません。耐震改修工事の補助金を受けるには、耐震改修後の判定値を 1.0 以上にする必要があります。

Q. 補助金額はいくらですか。

A. 補助対象経費（税込）の 3 分の 2 以内の額であり、100 万円を限度とします。

ただし、補助金の額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額となります。

Q. 耐震改修工事はどれくらいの金額がかかりますか。

A. 現在お住まいの住宅が耐震診断の結果、どれくらい耐震性があるかにより変わります。金額については耐震診断後、事業者に相談してください。

Q. 所有が共有名義の場合、申請者は誰になりますか。

A. 共有者のうち、いずれかが申請者となります。また、共有者の委任状の提出が必要です。

Q. 交付申請書を提出しましたが、工事着工はいつすればいいですか。

A. 交付決定後です。交付決定通知書を発送しますので到着後に着工してください。

Q. 申請の内容に変更が生じた場合、何か手続きは必要ですか。

A. 変更承認申請書を提出していただきます。

Q. 当初の見積金額より実際の費用が減額した場合でも、交付決定額は交付されますか。

A. 実際に掛かった費用が補助対象経費となりますので、交付決定額は減額されます。また、経費の変更になりますので、変更承認申請書を提出していただきます。

Q. 年度内に工事が完了できなくなりましたが補助金は交付されますか。

A. 交付されません。また、事業の中止になりますので、変更承認申請書を提出していただきます。

Q. 実績報告書はいつまでに提出が必要ですか。

A. 工事完了後 1 か月以内又は当該年度の 3 月 20 日のいずれか早い日までに提出する必要があります。